

福島ロボット関連技術実証等支援助成金 募集要領

令和元年6月

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構

1 募集期間

令和元年6月20日（木）～ 令和2年2月28日（金）

- ※ 申請書は受理した順に審査します。書類に不備がある場合は受理できません。
- ※ 審査の結果、助成の要件に合致し、適当であると認めた場合、交付を決定します。
- ※ 予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。

2 事業目的

福島県では、新たな産業としてロボット関連産業の振興に取り組んでおり、「ロボット産業革命の地ふくしま」の形成を目指しております。

県内企業がフィールドロボット産業に参入し、製品、技術、サービスの実用化を進めるためには、実際の使用状況に近い環境での試験、評価、訓練を重ねて、その技術力を強化する必要があります。

そのため、県内企業が福島ロボットテストフィールドを使用して行う実証試験、性能評価試験、操縦訓練等に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成します。

3 事業内容

実証試験、性能評価試験、操縦訓練等のため福島ロボットテストフィールドを使用した県内中小企業に対し、当該企業が負担した使用料の一部を助成します。

4 助成の要件

(1) 助成対象事業

ア 助成事業者・助成対象事業

助成事業者	助成対象事業
県内中小企業（※）	福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの実証試験、性能評価試験、操縦訓練等

※ 福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業（中小企業の定義は下記）

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下

※ 上記に関わらず、下記に該当する中小企業は対象外となります。

(ア) 次のいずれかに該当する中小企業（以下「みなし大企業」という。）

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

(イ) 福島県税の未納がある中小企業

イ 助成対象事業の期間

令和元年6月20日（木）～令和2年2月28日（金）

※上記期間内に福島ロボットテストフィールドを使用して行った事業を対象とします。

(2) 助成対象経費

経費区分	内容
福島ロボットテストフィールド使用料負担額	福島ロボットテストフィールドの施設及び附帯施設（以下：施設等）のうち、研究棟（同附属設備を含む）を除く施設等（施設等の附属設備を含む）の使用料負担額（県の補助金の対象経費として計上している場合を除く。）

(3) 助成対象経費控除額、助成率及び助成限度額

助成対象経費控除額	助成率	助成限度額※
申請当たり3万円	1/2以内	30万円

※ ただし、同一助成事業者に対する助成額は、合計30万円までとします。

(3) 助成額

助成対象経費から申請当たりの助成対象経費控除額（3万円）を控除した額に助成率（1／2）を乗じた額を助成します。

5 申請方法

(1) 申請方法及び提出部数

郵送又は持参方式とします。（提出部数：正副各1部）

(2) 申請時期

- ①申請は、使用料の納付及び使用の終了以後（使用料負担額確定以後）に申請可能です。
- ②複数の使用承認に基づく助成対象経費をまとめて申請することも可能です。ただし、その場合、申請書は受理した順に審査すること、予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があることにご留意ください。

(3) 提出書類

- ①福島県ロボット関連技術実証等支援助成金交付申請書（様式第1号）
 - ②登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ③福島県税納税証明書（各地方振興局県税部が発行する県税に未納がないことを証明するもの）
 - ④暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式A）
 - ⑤預金通帳の写し等、口座名義人や口座番号を確認できるもの
- ※①～④については原本が必要となります。

(4) 留意事項

- 書類に不備がある場合は、受理できません。不明点などは事前に相談してください。
- 提出書類については返却しません。

(5) 提出・問い合わせ先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
ロボット部門 技術部 技術課
〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
電話：0244-25-2476
FAX：0244-25-2479
E-mail：robot3@fipo.or.jp

6 審査及び交付決定等

(1) 審査、交付決定及び額の確定

助成の要件等について審査の上、相当と認めた場合は、交付決定及び額の確定を行い、助成事業者に通知します。

(2) 助成金の支払

(1) の通知後に助成事業者に助成金を支払います。

7 その他

(1) 交付決定の取消等

虚偽の申請や条例に違反した使用などが交付決定後に判明した場合、助成金の交付決定を取り消す場合があります。この場合において、既に助成金が支払われている場合は、加算金を付して返還を命じます。

(2) 情報発信への協力等

- ①実証試験等の成果について情報発信するとともに、広報等についても協力ください。
- ②助成事業の成果を活かしていくため、「ふくしまロボット産業推進協議会」に入会の上、産学官連携や情報発信への御協力をお願いします。